

達第 1 号

都島区役所課長等専決規程（平成 24 年達第 23 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 27 日

大阪市長 横 山 英 幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(総務課長等専決事項) 第 3 条 [略] 2 政策企画担当課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1) 略] [削る] <u>3 政策共創担当課長の専決事項は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 軽易又は定例の広報に関すること</u> (市民協働課長等専決事項) 第 4 条 <u>市民協働課長</u> の専決事項は、次のとおりとする。 [(1) 略] [2 略] (保健福祉課長等専決事項) 第 6 条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)~(9) 略] <u>(10) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</u>	(総務課長等専決事項) 第 3 条 [同左] 2 [同左] [(1) 同左] <u>(2) 軽易又は定例の広報に関すること</u> [新設] (まちづくり推進課長等専決事項) 第 4 条 <u>まちづくり推進課長</u> の専決事項は、次のとおりとする。 [(1) 同左] [2 同左] (保健福祉課長等専決事項) 第 6 条 [同左] [(1)~(9) 同左] [新設]

<u>(11)</u> ～ <u>(19)</u> [略] [2・3 略]	<u>(10)</u> ～ <u>(18)</u> [同左] [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

(都島区役所総務課)